

三重大学次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（SPRING）による
支援学生募集要項（令和7年度4月期）

本学が国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の採択を得て実施する標記のプロジェクトでは、優れた資質や能力を有する博士課程の学生に対し、経済的状况により学ぶ機会を逸することがないように修学支援と研究費の支援を行うとともに、キャリア開発・育成コンテンツを提供することで、我が国の科学技術・イノベーションに貢献する人材を育成することを目的としています。

ついては、採択された「三重の価値が育む博士人材創出プロジェクト「常若」(TOKOWAKA)」事業を推進していくにあたり、下記のとおり支援学生を募集します。

なお、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の新SPRING審査結果通知（令和6年3月13日）において、「令和9年度以降は、事業統括及び大学の取組状況や大学ファンドの運用益等予算の状況等を踏まえ、毎年度、見直します。」とされていることを申し添えます。

また、本件については、昨年9月に令和6年10月期の募集と併せて、既にご案内しておりますが、通知文面を一部修正（募集人数の増加）し、留学生向けに一部書式について英語版も作成の上、再依頼となります。

記

1. 求める人材

自らの専門性を活かして夢の実現を目指すこと、さらに他の研究者や実践者との連携を図りながら創造力を発揮し、世界と日本の未来づくりに挑戦する人材

2. 募集人数

募集人数 15名

3. 申請資格

三重大学大学院博士課程の後期課程又は医学系研究科生命医科学専攻に関し、令和7年4月において、在学者（標準修業年限内）のうち、優れた資質や能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たした者とする。

（いずれかに該当しなくなった場合は支援を取り消します。）

- ①日本学術振興会の特別研究員でない者
- ②生活費に係る十分な水準（年額240万円以上）の奨学金を得ていない者
- ③本学又は所属する企業等から給与・役員報酬等の安定的な収入（年額240万円以上）を得ていない者
- ④国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生でない者

4. 支給額等

- ①研究奨励費（生活費相当額）：年額216万円（月額18万円）
- ②研究費：年額30万円
- ③支給期間：標準修業年限内3年間（医学系研究科生命医科学専攻は4年間）
- ④修了後の雇用：標準修業年限内で修了した者のうち、希望者は選考のうえ、本学助教（任期3年または任期1年）として採用の可能性有り

※支援金の受給には、入学時に渡日していることが必要です。

[研究奨励費について]

研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として課税されるため、受給した翌年に確定申告と納税を行う必要があります。扶養義務者（親等）の扶養となっている場合は、受給する生活費相当額は雑所得扱いの旨を伝え、扶養義務者の職場等の担当者に問合せてください。

5. 支援学生の義務（※以下項目を遵守しない場合は、支援を取り消す場合があります）

- ①経済的支援を受けるという自覚を持ち、学業及び研究に専念すること
- ②研究の遂行にあたり、関係する法令や本学の諸規程を遵守すること
- ③従事した研究の結果生じた知的財産の取扱いについては、本学の規程を遵守すること
- ④本プロジェクトが実施する支援事業に参加すること
- ⑤支給を受けた年度の所定日までに、業績報告書を提出すること
- ⑥本プロジェクトが指定する研究倫理教育を受講すること
- ⑦科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の博士人材データベース（JGRAD）に登録し、博士課程修了後も情報を更新すること
- ⑧博士課程修了後のキャリアについて、国立研究開発法人科学技術振興機構からの10年以上の追跡調査に協力すること
- ⑨ジョブ型研究インターンシップ協議会の専用システムに登録すること
- ⑩氏名や研究内容等をホームページ等で公表することに同意すること

6. 選考方法

選抜方法は、事業統括の独立したイニシアティブ・視点の下、選考委員会が各研究科から推薦された応募学生を対象とし、以下の観点から申請書類に基づく書面審査と必要に応じて面接審査を行い、選抜します。

- ①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志があるか
- ②国際性の素地があるか
- ③インダストリ、アカデミアを地域の視点からバランス良く取り入れられているか
- ④研究に発展性・社会性はあるか
- ⑤幅広い視野から俯瞰的に物事を視る能力があるか
- ⑥地域共創に係る社会問題の解決を研究に意識しているか
- ⑦価値観の多様性を育む多様な国・地域からの受け入れ

7. 提出書類

- ・SPRING 支援学生申請書（様式2）日本語版・英語版のいずれか
- ・推薦書（様式3）日本語版のみ
- ・研究計画書（様式4）日本語版・英語版のいずれか
- ・各研究科が定めるもの

8. 提出期限

令和7年 月 日

9. 提出先

部局担当者へE-Mailにて提出